

告示

埼玉県病院事業告示第九号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表診療及び検査の項第五号の項中

埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター及び埼玉県立小児医療センターのセカンドオピニオン（診断や治療方法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見）料金	三十分につき一〇、九〇〇円 （三十分を超える部分について、三十分までごとに五、四五〇円を加算した額）
--	---

を

セカンドオピニオン（診断や治療方法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見）料金	三十分につき一〇、九〇〇円 （三十分を超える部分について、三十分までごとに五、四五〇円を加算した額）
--	---

に改める。